

社内通達 (CVD-16 号)

令和 4 年 11 月 4 日

株式会社ルミナス

社長 江口

コロナ感染に関する政府指針についての対応（連絡）

政府は陽性患者の社会復帰に関して新たな指針を発表しました。

今後はそれに基づき下記対応とします。

ただし従来の予防処置である 3 密対策と、マスク、手消毒は継続してください。

（記）

1. 職場復帰 : 陽性と認められた日から 1 週間の療養を経て、特段の症状が見られない場合は職場復帰を可能とします。
感染（陽性反応）から 1 週間経過後に抗原検査もしくは PCR 検査において陽性反応がでて、職場復帰は可能です。これは感染から 5 日経過後のウイルスは感染能力が落ちて二次感染の可能性は低いという政府見解に基づくものです。
2. 社内抗原検査 : 毎週月曜日の出勤時に抗原検査をして、陰性の確認をしてください。
陽性である場合は、そのまま帰宅・隔離をして感染防止をお願いします。
陰性の記録は体温チェックシートにマイナス（－）の記入をお願いします
3. 来客 : 検温は廃止します。消毒は任意ですが入室記録は書いてもらいます。

追記

また、従来行ってきた、特段の理由による勤務体制の変更は、そのまま継続しますので所定の用紙にて勤務時間変更申請書を斎藤課長に提出してください。

以上